

「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」への文書回答

(2014年愛知自治体キャラバンまとめ)

- * 保育実施義務については、待機児童が発生しないようにすることが実施義務だと捉えている自治体が多い。安城・設楽・東栄など待機児童がいないところは保育所で保育を実施している。
- * 地域型保育事業については、国の制度により提供するから格差は生じないとする自治体は、岩倉・清須・北名古屋など。「生じさせないよう努める」とした自治体は多いが、監督・指導(江南、あま)、子ども・保護者等利用者の視点に立った運営(豊川)、施設を訪問する(田原)、家庭適否屋舎も公立保育園の保育を体験する(長久手)、連携施設の確保(大治)、公立保育園に合わせた配置(犬山)、家庭的保育者の資格要件を保育士と限定(小牧)、指導保育士による保育の相談等(大府)、保育士研修の充実、指導監督(知多)、など具体的に挙げている自治体もある。「格差が生じないように努める」としながら、具体的政策提示や条例に何も上乗せ制定していないのは津島、美浜。「低下が生じないように条例で定める」としている自治体は、アンケート回答と照らし合わせると、面積の引き上げ(1.65→3.3 m²)がほとんどで、春日井、尾張旭、豊山、大治、阿久比、弥富、常滑など。人員配置まで上げているのは刈谷、大口、西尾など。

市町村名		陳情書「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」の回答
0	愛知県	平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度では、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業は、市町村の認可事業となります。 認可基準につきましては、国の省令に基づき、市町村が条例で定めた、設置及び運営に関する基準に基づいて、実施していくこととなります。 平成27年度以降は、保育所や認定こども園と同様に、認可事業として実施されていくこととなり、保育所や認定こども園と同様の質の保育が提供されることと考えています。
1	名古屋市	改正児童福祉法第24条第2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対して「認定こども園」「家庭的保育事業等」により、必要な保育を確保するための措置を講ずるほか、第1項において、「保育所」において保育しなければならないとされており、現状と比較して、市として保育の責任は変わらないものと認識しております。 また、子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うことが、改正児童福祉法で明記されております。 引き続き、待機児童対策を強力に進め、入所枠の拡充を進めるとともに、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を強化していくことが重要であると考えているところです。
2	豊橋市	引き続き、法の趣旨に鑑み、保育の実施責任を果たしていきたい。保育を必要とする保護者の利便性の向上を図るため、各施設の携帯に応じた保育施策に取り組んでいきたい。
3	岡崎市	本市では、保育所の保育士配置基準や乳児室の面積基準について、国基準に上乗せした基準を条例で定めている。また、公私立ともに同レベルの保育を提供できるよう、市条例で定めた国基準を上回る保育士の配置及び公立保育所の加配基準に準じた保育士の配置に必要な人件費等を私立保育園に補助している。保育ニーズの増加に対しては、現行の保育所の増改築や保育室の改修等による対応を基本。保育所については、保育ニーズの状況をふまえると、基本的には、保育所として継続していく方針。公立幼稚園については、幼保連携型認定こども園への移行を進める予定。
4	一宮市	保育実施義務を果たすよう努めている。認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされる。
5	瀬戸市	保育を必要とするニーズに対応できるよう、公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、平成26年度策定の計画で待機児童数の動向を注視しながら地域型保育施設の認可により対応していく予定。地域型保育施設の認可については、需要予測とともに条例で定める基準を見たいしているかを適正に判断していく。
6	半田市	児童福祉法24条第1項に基づき、保育を必要とする児童に対する保育の実施義務を果たすとともに、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供体制の確保に努める。また、地域型保育事業については、認可権者としての責務として、保育の質を確保したうえで実施したいと考えている。

市町村名		陳情書「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」の回答
7	春日井市	市は、子ども・子育て支援法第34条3項の規定に基づき、「春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準」を条例で定め、施設型・地域型給付に係わる施設の確認を行うとともに、あっせん・調整、指導監督等により、それぞれの施設において、適切に教育・保育がされるよう努める。また、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、「春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を条例で定め、この基準に従い、地域型保育事業の認可を行い、最低基準を向上させるよう努めるなど保育事業者に対し施設等によって受ける保育に格差を生じさせることのないよう努める。
8	豊川市	豊川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、設備の設置・整備や職員の配置等を遵守し、さらには豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、子ども・保護者等利用者の視点に立った運営を行って頂くことで、施設の形態の違いによる保育に格差が生じないように努めてまいります。
9	津島市	子ども・子育て支援法第1条に基づき、すべて子どもが健やかに成長できるよう努める。また、施設形態によって内容に違いはありますが、市の条例等にもとづいて適切な教育・保育が受けられるようにします。
10	碧南市	認可保育所において、待機児童が発生しないよう安心安全な保育の実施に努めてまいります。
11	刈谷市	保育所の増設や園舎の改築、待機児童の発生している年齢枠などの見直し等による児童の受け入れの増加を図っております。また、施設の違いによる保育の低下が生じないように条例で定めております。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	現在、本市において待機児童は出ていない。今後も公立保育園と民間保育園で協力して保育実施義務を果たしていくが、施設形態の違いによって格差が出ないように努める。
14	西尾市	西尾市では、ほとんどの子どもに対して、認可された保育園で、資格のある保育者や施設面が保障されて保育を提供しており、引き続き、保育環境の充実に努めてまいります。新制度による地域型保育事業について、市が認可を行う際には、保育者や施設面等の基準にしがたい、適正に対応してまいります。
15	蒲郡市	児童福祉法第24条において、市町村は、保育を必要とする子どもを保育所において保育しなければならないとしております。今後とも、保育所における保育については市が実施責任を負います。子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付及び、家庭的保育事業等の地域型保育給付の創設による、教育・保育の総合的な提供により、すべての子どもたちの良質な成育環境が保障されます。
16	犬山市	保育を必要とする認定を受けた方については、市として利用調整を行い、保育サービスを提供できるようにします。小規模保育や家庭的保育については、職員配置や職員資格などで、公立保育園の基準に合わせた配置を行うよう、基準を定める予定です。
17	常滑市	設置者や事業者は市が定める「常滑市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守し運営します。
18	江南市	当市の保育所は18ヶ園すべて公立(市立)の保育所であり、保育を希望する児童に対する保育を実施しています。新制度により今後実施される地域型保育事業等においては、保育の質を確保できるよう国の基準を上回る認可基準を制定しています。地域型保育事業の実施にあたっては、指導・監督等に努め、保育の質を図ってまいります。
19	小牧市	家庭的保育事業等の各基準において国の基準より厳しくしている。職員配置基準において、児童の安全面を考慮し、最低2名を下回らないこと、家庭的保育者の資格要件を保育士と限定し、保育園と保育の格差が生じないようにします。
20	稲沢市	※回答なし

市町村名		陳情書「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」の回答
21	新城市	子ども・子育て支援新制度は、幼児教育や保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実を目的としています。本市では、平成25年度から施行した「新城版こども園制度」に基づき、市内の3歳以上児の基本保育時間(午前8:30～午後3:00まで)の入園要件を撤廃、保育料の統一及び保護者負担の軽減など、少子化対策の核となる独自の制度を国人先駆けてスタートしている。
22	東海市	本市の公立保育園については、保育の必要な児童に対応できるよう、施設整備を進めていきます。また、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準は、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)
23	大府市	公私立の認可保育所を始め、認定こども園、認可外保育施設で保育を行っています。それぞれの施設で、民間事業者の実施する施設については、運営費等において財政的な補助を行っている他、必要に応じて、指導保育士による保育の相談等を行っています。
24	知多市	保育を希望する児童が保育を受けられるよう、クラス編成や保育士配置の見直し及び老朽化した施設の改修等により、未満児を順次拡大する。保育所と地域型保育事業等では職員配置基準が異なるので、基準としては同一になりませんが、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないよう、保育士研修を充実させ、指導監督を徹底する。
25	知立市	新たに事業所が行う場合には、その施設形態による特色を尊重し協議をしていく。
26	尾張旭市	現在、市内保育園15ヶ園のうち公設公営保育園8園で保育を実施。また、認定こども園及び地域型保育事業については、今のところ実施園はありませんが、地域型保育じぎょうについては、市の定める設置基準に従って、施設形態の違いに寄って受ける保育に格差がないように努める。
27	高浜市	児童福祉法には保育の実施について第24条で市町村の果たす役割が示されており、本市においてもその規定に基づき、役割を果たしていく。認定こども園、保育所、地域型保育事業は、それぞれ定められた基準に基づき、運営されるものであり、その基準に基づいて適切な運営がされるように市として様々な形でかかわっていく。
28	岩倉市	保育の実施については、市町村にあると考えており、新制度においても、これまでと同様に、公立・私立にかかわらず、利用調整を行った上で、公立については入園決定を、私立については利用の斡旋・要請を確実に行っていきます。地域型保育事業の認可基準に関する条例については、9月議会に上程中ですが、保育所型事業所内保育事業の面積基準で一部上乘せ基準を設けているほかは、国基準どおりとしており、施設・事業により格差が生じるとは考えていない。
29	豊明市	現在、市内には13園の保育園があり、利用者のニーズに最大限お応えすべくきめ細やかな保育サービスを実施。また、本市においては認定こども園と地域型保育事業はないが、こうした形態の施設が運営をするようであれば、保育所同様に安全面などしっかりと配慮していく。
30	日進市	保育実施義務を果たす。保育に格差がないよう努める。
31	田原市	「保育の実施基準」に基づき、保育を必要とする児童の保護者から申し込みがあった時は、市内21保育園で児童の保育を行っている。子ども・子育て支援新制度の目的にあるように保育の質の向上に推進していく。小規模保育事業や家庭的保育事業等は、国の基準に基づき条例を設置したところだが、運営にあたっては施設(事業)形態の違いに寄って保育に格差が生じないよう、施設を訪問するなど充分保育が行き届くよう指導していく。
32	愛西市	14保育所にて同様の保育を実施しておく。
33	清須市	本市の保育所については、すべて公立で行っており、今後も引き続き、児童福祉法第24条に基づき市の責任において保育を行っていく。新制度においては、認定こども園、小規模保育を想定しており、設置基準等に基づき確認したうえ、適切に対応していくため、施設形態による保育格差はないものと考えている。
34	北名古屋市	子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び、「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障していくこととなるため、施設形態の違いに寄って受ける保育に格差はないものと考えている。

市町村名		陳情書「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」の回答
35	弥富市	本市においては、9所の公立保育所において、待機児童が出ないように対応している。また、現在本市には、新制度における地域型保育事業に該当するものがないが、認可をする場合には、基準の条例に基づき、しっかりと点検していく。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	認定こども園及び地域型保育事業ができた際には、定期的に事業者等と打ち合わせを行い保育水準の向上を図り、低下が生じないよう監督・指導を行っていく。
38	長久手市	平成24～26年までの間に家庭的保育事業を2ヶ所、公立保育園を1園、私立保育園を3園開園し、入所可能な保育施設を開設してきた。家庭的保育事業は市が、家庭的保育支援者を置き、また、公立保育園を連携保育所として、保育の指導を行っている。家庭的保育事業を利用する乳幼児については、連携保育所による集団保育に参加し、また、家庭的保育者においても公立保育園の保育を体験することで保育の差が生じないようにしている。
39	東郷町	保育所の整備計画に基づき、受け入れ枠の拡大を図る。保育の格差については、各施設形態の認可基準・運営基準に基づき、保育を実施する。
40	豊山町	公立保育園を希望する児童には、公立保育園で受け入れするようにしていく。豊山町特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に基づいて保育格差がないようにしていく。
41	大口町	大口町における保育を必要とする児童については、従来どおり町の責任で保育を提供する。認定こども園、地域型保育事業については、現在嫉視予定の施設はないが、今後、実施予定があったとしても、保育提供の格差がないようにする。
42	扶桑町	保育を希望する児童には、適切に入園できるように事務をすすめる。認定こども園、地域型保育事業にかかる施設は扶養町には存在しておらない。
43	大治町	児童の保護者の潜在的なニーズもふまえ、平成27年度からの5年間の確保方策を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画の策定に向け現在検討している。地域型保育事業については連携施設の確保を求め、保育の格差が生じないように努める。
44	蟹江町	国の基準にしたがって条例を制定し、児童が入所施設によって差が出ることをないきめ細やかな保育を目指す。
45	飛島村	児童福祉法第24条1項に基づき適宜対応している。
46	阿久比町	本町に待機児童はいませんが、今後も待機児童が発生しないよう努めている。また、家庭的保育事業等の小規模な保育事業所はないが、今後、許可申請があれば、町条例の認可基準により事業認可を行うとともに、確認基準により運営内容を確認して、適正な保育運営が行われるよう努める。
47	東浦町	保育を希望する児童には、町内に保育を8園設置し、3歳以上の実施児以外の児童を私的契約児として受け入れており、通常の保育時間の他に、特別保育として早朝・園長保育を7園で、土曜・祝日保育を指定園で実施している。また、一時的保育事業として、月14日以内で保護者の入院等に対する緊急保育や月4日以内でリフレッシュ保育として乳幼児の受け入れを実施している。保育所、小規模保育や、家庭的保育等については、施設の整備及び運営に関する基準を条例で定め、保育の水準を確保し、また、子ども・子育て支援新制度に基づき「東浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定して、子育て支援に努める。
48	南知多町	町内には、保育所が公立5ヶ所、私立1ヶ所あり、どの保育所でも、保育に格差はない。
49	美浜町	保育の実施を希望する児童に対して、保育の優先順位により適正な保育の実施につとめる。また、施設形態の違いによる保育格差が生じないように努める。
50	武豊町	保育実施義務は果たしている。施設形態の違いで保育格差がないように指導していく。
51	幸田町	原則的には認可保育所にて、公的保育による保育の実施義務を果たすべく、努めていく。国による「子ども・子育て支援新制度」の導入により、特に3歳未満児については、多様な保育の選択肢が設けられていくことになるが、どの選択をしても、そこで受けられる保育に格差が生じないよう、その制度設計、運用等に努める。
52	設楽町	現在、保育希望の待機者はいない。少子化も進み将来も現状の施設でまかなえると考えるが、より良いサービスを検討していく。

市町村名		陳情書「施設形態の違いによって受ける保育に格差のないように」の回答
53	東栄町	保育に欠ける児童については、受け入れしている。待機児童なし。
54	豊根村	対応している。